

鳥取県 特定不妊治療費助成金交付申請書 兼実績報告書
鳥取市 兼請求書

総合事務所長 年 月 日
鳥取市長 様

標記助成金について、鳥取県（鳥取市）補助金等交付規則の規定により下記のとおり申請し、下記のとおり実績を報告します。

また、助成の適正を図るために必要な場合は、鳥取県（鳥取市）が他の自治体に対し、過去の特定不妊治療費助成状況の照会・提供を行うことについて同意します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

申請者	ふりがな		性別	男・女
	氏名	印 (自署の場合押印省略可)	生年月日 (和暦)	年 月 日 () 歳 *
	現住所	〒	電話	
配偶者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日 (和暦)	年 月 日 () 歳 *
	現住所	〒	電話	
※申請者と異なる場合に記入				
振込先	助成金が交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。			
	<input type="checkbox"/> 複数回の治療を同時申請するため、口座情報の記入は省略（該当の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ） ※鳥取市保健所へ申請する場合は省略不可			
	ふりがな	印 (自署の場合押印省略可)	預金種別	普通・当座
	口座名義人（※申請者名義）		金融機関名	銀行 金庫 本店 支店 出張所 組合 農協
申請内容	特定不妊治療 (男性不妊治療分除く)	男性不妊治療	合計	
算定基準額	金 円	金 円	金 円	
交付申請額	金 円	金 円	金 円	
過去の助成実績	過去にこの助成を受けたことがありますか（あり・なし） ※他の自治体（都道府県・指定都市・中核市）を含みます。			
	⇒ ある場合	国制度： 過去（ ）回 自治体名（当県・都道府県・市）	単県制度： 過去（ ）回	
他の補助金の活用有無	あり・なし ※県交付決定後、居住市町村に申請する場合は「なし」	⇒ある場合 ①活用した補助金名（ ） ②事業内容（ ） ③当該補助金問合せ先（ ）		
住民票省略（鳥取市のみ）	（鳥取市にお住まいの方のみご記入ください） <input type="checkbox"/> 私（申請者）及び配偶者の住所等を住民基本台帳で確認することに同意し、住民票の添付を省略します。（該当の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ）			
市町への申請希望	（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町にお住まいの方のみご記入ください） <input type="checkbox"/> 市町への申請を希望しますので、市町に提出する申請書及び添付書類を保健所から市町担当課へ送付してください。（該当の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ）			

* 年齢は、今回申請する治療の開始日時時点の年齢を記入してください。
* 市町村へ助成金の申請をされる方は、2枚目も記入してください。

保健所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

添付書類

<全員共通>

- (1) 医療機関が発行する特定不妊治療受診証明書 ※鳥取県（鳥取市）の定める様式
- (2) 医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書の写し
- (3) 夫及び妻の住民票
- (4) 婚姻をしていることが確認できる書類 ※住民票で確認できない場合必要
 - ①法律婚の場合…戸籍抄本等
 - ②事実婚の場合…戸籍謄本及び申立書
- (5) 夫婦の所得額を証明する公的な書類（所得課税証明書又は児童手当用所得証明書）
※令和2年度のみ。同一課税年度の2回目以降の申請の場合は、省略可。
- (6) 初回（通算1回目）に限り、婚姻日が確認できる書類
 - ①法律婚の場合…戸籍謄本等
 - ②事実婚の場合…申立書

- * 1 特定不妊治療費助成事業認定証の交付を受けた者は、(3)～(6)の添付を省略することができる。
- * 2 鳥取市に住所を有する者で、申請者及び配偶者の住所等を住民基本台帳で確認することを承諾する者は、住民票の添付を省略することができる。

<出産等を経て、これまで受けた助成回数をリセットする場合>

全員共通の添付書類に加え、

- (1) 出生に至った場合：事実が確認できる書類（不妊治療の助成を受けて出生した子の住民票及び戸籍謄本）
- (2) 妊娠12週以降に死産に至った場合：死産届の写し等

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- | | | | |
|-------------|---------------|--------------|-----------------|
| I 治療から妊娠まで | (1) 患者（女性）の年齢 | (2) 不妊の原因 | (3) 治療の内容、妊娠の有無 |
| II 妊娠から出産まで | (4) 妊娠・出産の状況 | (5) 生まれた子の状況 | |

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。